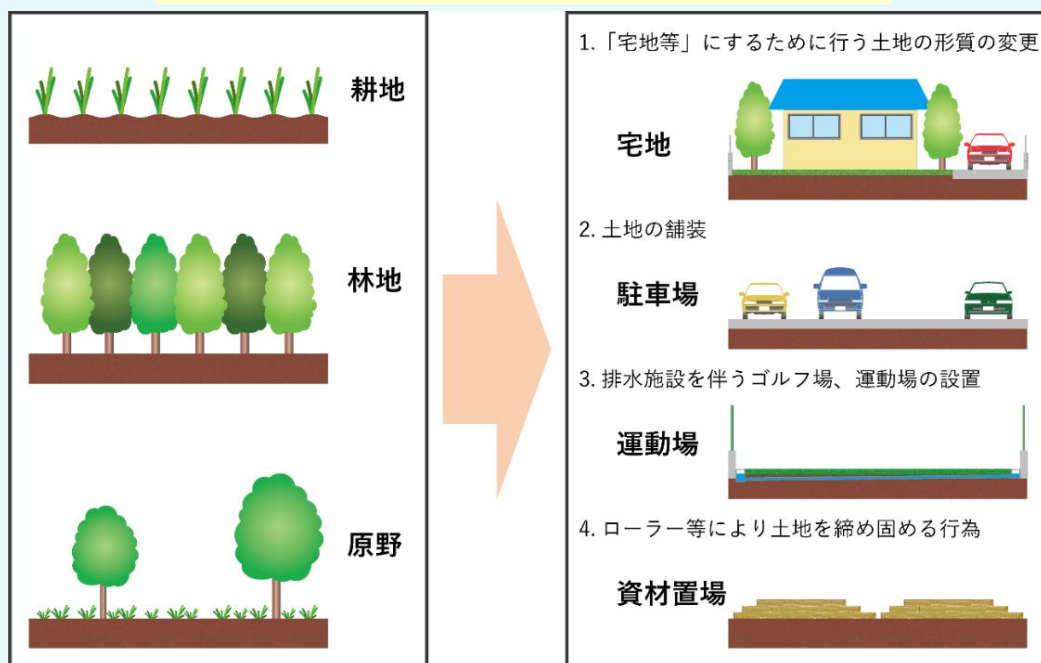


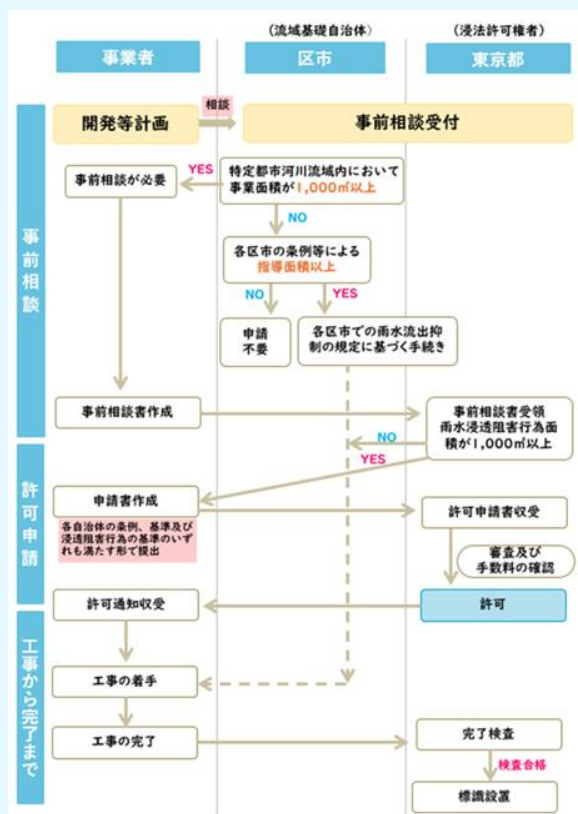
中川・綾瀬川流域で令和7年7月1日から 雨水浸透阻害行為許可が開始されます。

中川・綾瀬川が令和6年3月29日に特定都市河川に指定されました。これにより流域内で、新たに『面積1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為』を行う場合は、東京都へ雨水浸透阻害行為許可申請書を提出し、許可を受ける必要があります。

許可を要する雨水浸透阻害行為の具体例



関連する手続きのフロー図



・開発等の事業を行う際、雨水浸透阻害行為を行う面積が1,000m²以上であることを事前相談で確認します。

・該当する場合は雨水浸透阻害行為許可申請を提出し、東京都知事より許可受ける必要があります。

・雨水浸透阻害行為の許可後、雨水貯留浸透施設を設置するなどの対策工事を実施し、雨水流出抑制を進める必要があります。

雨水貯留浸透施設の例



RC貯留槽



プラスチック貯留槽

引用元:株式会社日東
<https://www.nitto-inc.co.jp/p-usui.box.html>

引用元:積水化学工業株式会社
<https://sekisui-cw.co.jp/index.html>

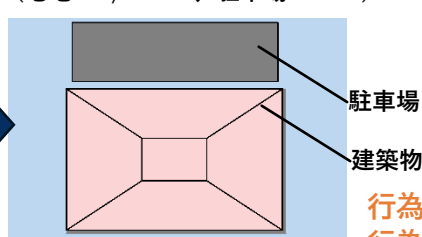
雨水浸透阻害行為の例

耕地(畑)を宅地にするために土地の形質の変更する場合

雨水浸透阻害行為前エリア
(宅地: 1,640m²)



雨水浸透阻害行為後エリア
(宅地: 1,458m²、駐車場184m²)



* 阻害行為前後の最大雨水流出量

【行為前】

畑の流出係数: 0.200

→ 行為前の最大雨水流出量:
0.015m³/s

【行為後】

宅地の流出係数: 0.906

→ 行為前の最大雨水流出量:
0.068m³/s

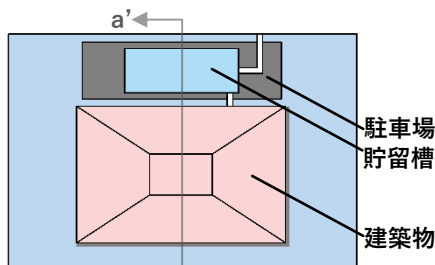
行為後の宅地の方が流出係数が大きいため、
行為後は0.053m³/s分放流量が増大します

対策工事を実施することにより、**阻害行為後の最大放流量の増大分を削減し、
行為前の雨水流出量を上回らないようにします。**

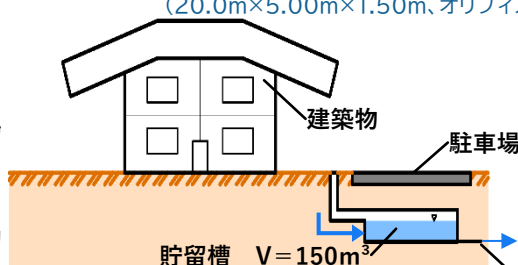
雨水流出抑制のための対策工事の例

対策工事として、自然調節方式の貯留槽

(20.0m×5.00m×1.50m、オリフィスφ0.060m)を設置した場合



貯留槽設置平面図



貯留槽断面図(a-a' 断面)

放流量の算定結果は

0.0089 [m³/s]となり、

行為前の最大雨水流出量以下
となります。

オリフィスφ60mm

対策工事後の最大放流量 < 行為前の最大放流量となるため、雨水流出抑制に必要な基準を満たしています。

Q1: 雨水浸透阻害行為面積は事業等を行う面積と同じなのか。

A1: 事業等を行う面積に、既に宅地等が含まれている場合、その部分は雨水浸透阻害行為面積には含まれません。

Q2: 雨水浸透阻害行為の許可にはどのような申請を行えばいいのか。

A2: 手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

東京都都市整備局ホームページ 特定都市河川浸水被害対策法

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chisui/sinsui_taisaku

Q3: 雨水浸透阻害行為の許可を申請せずに進めた場合はどうなるのか。

A3: 許可を受けずに雨水浸透阻害行為を実施した場合は、法律により6ヶ月以下の懲役
又は30万円以下の罰金があります。

【問い合わせ先】

東京都 都市整備局 都市基盤部 調整課 施設計画担当

電話: 03-5388-3386 (直通)

